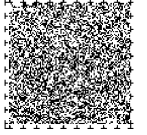


# 人権教育指導者向け学習資料



人権のいろ いっぱい

いまKARA ここKARA わたしKARA

No. 15  
テーマ  
「集うこと」と人権



つど  
集い、つながる



※写真の説明は16ページにあります。

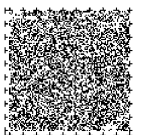
令和4年3月 福岡県教育委員会  
福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課  
福岡市博多区東公園7-7  
TEL 092-643-3918  
FAX 092-643-3919

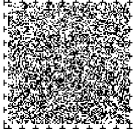
- 「集うということ」 KARA ..... P2
- 「集い、分かち合うこと」 KARA ..... P4
- 「つながること・かかわること」 KARA ..... P7
- 「言葉について考えること」 KARA ..... P12
- 「おすすめDVD」 KARA ..... P16



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。  
[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

※全ページの上下に音声コードとその位置が分かる切り欠きを付けています。  
※県庁ホームページからスクリーンリーダーソフトによる読上げも可能です。





## 「集うこと」について考えてみる

12月4日から10日までの一週間は、人権週間※です。福岡県と県内各市町村では、この人権週間にあわせ、人権に関する「集い（つどい）」等の活動が行われてきました。

人権と「集うこと」には、どのようなかわりがあるのでしょうか？ 集うことについて、人権の視点で考えていきます。

※ 人権週間 … 1948年12月10日の第3回国連総会で世界人権宣言が採択されたことを受け、日本で定められたものです。

### 1 権利としての「集うこと」～条約や憲法等から～

大勢の人が共通の目的をもって集う「集会」について、その自由は、基本的人権の一つとして保障されています。世界人権宣言には、次のように書かれています。

#### 『やさしい言葉で書かれた世界人権宣言』

第20条 だれもひとを何かの集団にむりやり所属させることはできません。だれでも集会を組織する権利、自分の意志で集会に参加する権利、平和的な方法で協同するために集まる権利をもっています。

※ 『やさしい言葉で書かれた世界人権宣言』は、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」実践編の資料として、文部科学省ホームページに掲載されています。

なお、世界人権宣言を条約化した国際人権規約においても、自由権規約（市民及び政治的権利に関する国際規約）の中で、集会の権利が定められています。そして、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）では、結社（共通の目的で人々が団体をつくること）の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利が認められています。

また、日本国憲法では、集会の自由や結社の自由について、「集会、結社及び表現の自由」として次のように定めています。

#### 日本国憲法

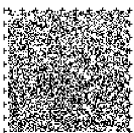
第21条① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

#### 法務省ホームページKARA

##### 表現の自由とヘイトスピーチ

表現の自由という大切な権利も、その使い方を誤ると、その基となる民主主義それ自体を壊しかねず、そうなれば、表現の自由の行使それ自体が危ぶまれる事態につながりかねません。表現の自由と健全な民主主義社会を守っていくためにも、自由な議論の前提となる、「ヘイトスピーチ、許さない。」という思いを、私たち一人ひとりが、どんなときでも忘れずに持ち続けていきましょう。

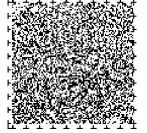
法務省人権擁護局「ヘイトスピーチ解消に関連したコラム『民主主義社会とヘイトスピーチ』」をもとに作成



権利としての「集うこと」を守っていくためにも、  
自他の人権を尊重することが大切になってくる…！



## 2 歴史からみる「集うこと」～約100年前の出来事から～



およそ100年前の日本は、大正デモクラシーと呼ばれる民主主義的な風潮の高まりを受け、社会運動が活発になった時代です。

例えば、1920年5月、日本で最初のメーデーが行われ、労働者が集い、労働者階級の解放や労働者の権利を主張しました。また、1922年には、農民や小作人の権利を守るための組織がつけられました。

差別からの解放を求める運動が広がり、人々が集い、結社の動きが進んだのもこの時代です。

### 女性の人権に関して

#### せいとう 青鞆社、新婦人協会の設立

女性に対する古い考え方や慣習からの解放を求めて、1911年に青鞆社が設立されました。「元始、女性は実に太陽であった」で知られる『青鞆』は、青鞆社が発刊した雑誌です。そして、1920年に新婦人協会が設立され、女性の政治活動の自由などを訴えました。

### 部落差別に関して

#### 全国水平社の結成

被差別部落の人々は、平等な社会の実現をめざして自らの力で差別をなくそうと立ち上がり、1922年、全国水平社を結成しました。3月3日の全国水平社創立大会で読み上げられた「水平社宣言」では、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」とうたわれ、人間を尊敬することによって自らを解放しようと呼びかけました。

### アイヌの人々の人権に関して

#### 北海道アイヌ協会の結成

北海道では、アイヌの人々による運動が起こり、アイヌ民族の結束と社会的地位の向上を求めて、1930年に北海道アイヌ協会を結成しました。

なお、この時代は、それぞれの民族には自らのことを自らで決める権利があるという「民族自決」の考え方による運動が起こりました。イギリスからの独立を推し進めたインドのガンディーらの運動もその一例です。

1919年3月1日、朝鮮では、現在のソウルに人々が集い、「独立万歳」を叫んで行進しました。これは「三・一独立運動」と呼ばれます。同年の5月4日、中国においても、北京の天安門に人々が集まり、「五・四運動」と呼ばれる抵抗運動が起こりました。

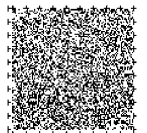
### 文部科学省ホームページKARA

#### アイヌの人々の人権に関する近年の動き

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族です。令和元年5月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、令和2年7月に、アイヌ文化の復興・発展のための拠点である「民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）」が北海道白老町に誕生しました。

文部科学省のホームページ及び通知をもとに作成

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、「集うこと」には、どのような意味や価値があるのだろうか。





## きつ おん 吃音のある人のエンパワーメント ～ありのままの自分を肯定できる社会へ～

吃音のある人は100人に1人の割合でいると言われています。40人学級で考えると、2～3クラスにつき1人の割合となります。しかし、私たちのまわりに吃音のある人がいることや、吃音のある人が感じている生きづらさについて知っている人は多くないかも知れません。

そこで、吃音について、そして吃音のある人が集うことの意味や、吃音のある人のエンパワーメントにつながる周囲の人々のかかわり方について、医師の 菊池 良和 さんに伺いました。

### 【菊池 良和 (きくち よしかず) さん プロフィール】

九州大学病院耳鼻咽喉・頭頸部外科 助教、九州大学大学院医学系学府耳鼻咽喉科 医師、医学博士。日本で数少ない吃音外来を担当している。講演や著書、SNS、新聞・雑誌記事及びTV・ラジオ番組出演等を通して、吃音についての情報を発信し正しい理解を呼びかけている。

近著に、『保護者からの質問に自信を持って答える！ 吃音Q&A 吃音のエビデンスを知りたい方へ』（2021年）、『保護者の声に寄り添い、学ぶ 吃音のある子どもと家族の支援：暮らしから社会へつなげるために』（共著、2020年）、『吃音の合理的配慮』『吃音の世界』（ともに2019年）がある。



## 吃音とは？

### ————— 「吃音」とはどのようなものですか？

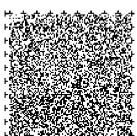
吃音の主な症状は、連発（ぼ、ぼ、ぼ、ぼくは……）、伸発（ぼーーーくは）、難発（……ぼくは）の三種類に分けることができます。幼児期は連発、伸発が多くみられるのですが、大人になるにつれて、伸発が減って、難発が増える傾向があります。ただし、吃音があるといっても、すべての言葉で症状が出るわけではありませんし、様々な条件で症状の出方が異なってきます。

## 来院している中高生の訴え

### ————— 吃音のある中学生や高校生も来院されているようです。

来院した中高生の訴えをまとめたところ、最も多かったのが、長期欠席（不登校等）・中途退学で、3人に1人の割合でした。その要因はさまざまですが、「音読や発表が怖い」といったように吃音が要因と考えられる場合、たとえば、本人とその保護者との相談の上、教科担任に「吃音のある生徒がいますので、〇〇のような配慮をお願いします」という合理的配慮の提供を求めることにより、回復が見込まれます。それに対し、心身の不調を訴える等、その要因がはっきりしない場合は、他の診療科や関係機関等と連携しながら、その生徒を支援することになります。

また、残念ながら、いじめ・からかいといった訴えがあったり、学校の先生の対応が、難発性の吃音のある生徒に苦しい思いを感じさせていることがあったりということが見られます。



## 吃音のある生徒が求めていること



————— 生徒の苦しい思いは、「早く答えなさい！」等の叱責によるものですか？

それだけではありません。吃音のある生徒の存在とその生徒のもつ思いに気づいていないことによるものもあります。まず、難発は、「……ぼくは」と、言葉を発するまでに沈黙の時間があるので、「分からないから黙っているのだ」と先生が判断してしまい吃音が理由であることに気づかないばかりか、その生徒のもつ本来の能力を過小評価してしまうことがあります。また、本人は、小学校の高学年頃から、言いにくい言葉を言いやすい言葉に言い換える等、流暢に話すことができるような工夫を行います。そのため、中学校や高等学校の先生は、本人や保護者から申告がない限り、吃音に気づくことが難しくなってしまうのです。場合によっては、保護者が「幼いころにあった吃音が治った」と思っていることすらあります。「吃音のある人は、およそ100人に1人の割合」「吃音は言いやすい言葉と言いにくい言葉がある障がい」等の正しい知識を持っていただければ、先生方も気づきやすくなるのではと感じています。

そして、吃音のある生徒が求めているのは、話を聞いてもらいたい、自分のことを分かってもらいたいことであって、「ゆっくり言えばいいのだよ」といったようなアドバイスや励ましてはならないこと、そして、社会モデル※で吃音への対応を考えることが求められていることも知っていただきたいことです。

※ 社会モデル…「KARAFULL」No.14(令和4年2月発行)6ページ参照。

## 正しい理解と対応の大切さ

————— 誤った理解や対応が、吃音のある人やその親につらい思いをさせてきました。

戦前は、吃音は伝染病、吃音の原因は真似という誤った理解により、差別的な扱いを受けたと聞きます。今でも、吃音はうつるから遊んではだめだという扱いを受けた、との話を聞きます。また、吃音の原因は愛情不足といった誤った理解により、保護者が追いつめられてしまうこともあります。現在の世界の吃音研究者の間での共通理解は、「吃音は、体質の要因で生じることが多い」ということです。

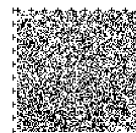
また、意識させないようにするために吃音の話題はしないようにするといった対応をすることがあります。ですが、そのような対応は、「(気になるのだけれども、) 気にはしてはいけないことなのだ」「吃音の話はしてはいけないことなのだ」と本人が受けとめてしまうことにつながる場合があります。家庭や学校、職場等で吃音の話がタブーとなってしまうと、吃音は隠さなければならぬものと考えてしまったり、吃音による悩みを打ち明けにくくなってしまったりすることになりかねません。

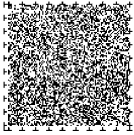


## 集い、分かち合うことで生まれるパワー

————— 安心して自分のことを語ることができるような集いの場が大切です。

吃音のある人の集まりの一つに「言友会(げんゆうかい)」があります。言友会のような自助(セルフヘルプ)グループの働きの一つに、「わかちあい」があるとされています。吃音で誤解されたこと等の「体験」、吃音についての正しい「情報」、吃音について困ったときの対処法等の「知恵」を分かち合うことは、とても大切なことです。「体験のわかちあい」では、「自分と同じような体験をしている人がいるのだ」と、吃音で悩んでいるのは自分ひとりだけではなかったのだという気づきを得ることができ、それまで抱えてきた孤独感からの脱出につながります。感じ方は人それぞれでしょうが、集い、分かち合うことで、吃音のある人に大きなパワーが生まれます。





## 「集い」の輪の広がり



### ——— 中学生や高校生の集いがありますか？

言友会はもともと吃音のある成人の集まりでしたが、今では、中学生や高校生が集う場もあります。生徒たちが、学校生活の悩みや、進学・就職への不安等を分かち合うこと、そして、進路実現に役立つ情報や吃音とともに生きていくための知恵を得ることは大切なことです。自分の吃音について客観的に見つめ、「吃音があるから、〇〇しない、できない」ではなく「吃音があるけれど、〇〇する、できる」と考え、様々な選択肢から自分の進路を選んでもらいたいと思っています。

また、当事者としての保護者の集いの場や周囲の人々の支援の輪も広がりつつあります。

## 吃音のある人のエンパワーメントのために

### ——— 周囲の人々の支援やかかわりについて感じていることを教えてください。

例えば、質問されたとき、「……」と言葉が出ないときは、話したいという意欲があると考え、最後まで聞いてほしいと思います。言葉が流暢に出ていないのは、話したいことがあるからなのです。話すことがない、吃音を隠したい場合は「分かりません」と答えるはずです。また、話している最中の支援は不要です。話し終わった後に「話してくれてありがとう」「それはいい考えだね」と、話してくれた意欲や話した内容について声かけをしてもらいたいと感じています。吃音について正しく知り、吃音というのは話し方の一つであると、「話し方のダイバーシティ（多様性）」として理解すれば、吃音のある人の話し方ではなく、意欲や内容に着目できるようになるのではないのでしょうか。

吃音のある人が自分が尊重されていると感じること、そして、本来持っている能力を十分に発揮できるようになるためには、周囲の人々の正しい理解とかかわりが大切です。エンパワーメントの観点による支援が求められているのです。

## 一人でも多くの人を「アライ (ally)」に

### ——— 「どもっていてもいいんだよ」とおっしゃっています。

「どもっていてもいいんだよ」ではなく、「どもっていてもいいんだよ」です。吃音のある人の行動を評価するのではなく、存在を認めたいという意味で使っています。また、「今の状態をきりめなさい」ではなく、吃音がある自分を肯定してほしいという思い等も込め、診療の場でも用いています。

また、「アライ」はとてもすてきな言葉です。吃音で悩んでいる人の周囲には、吃音のことを理解し、自分ができることを行う支援者が少ないと実感しています。吃音のある人のアライが増えていけばいいなと感じています。

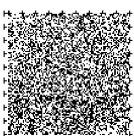
「啓発に終わりなし」です。吃音についての正しい理解が広まるよう、そして、一人でも多くの方がアライとなってくれるよう、地道に啓発を続けていきたいと思っています。

### ご存じですか？

#### アライ (ally) とは？

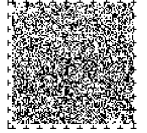
ally とは、英語で同盟、支援者を意味します。性の多様性と人権に関して使われる場合は、性的マイノリティの人々のことを理解し、自分にできることは何かを考えて行動する人のことをいいます。

『性の多様性を理解し行動するための職員ガイドブック』福岡県 をもとに作成





## 「開かれ、つながる社会教育」をめざして



「開かれ、つながる社会教育」。これは新たな時代の社会教育の方向性を分かりやすく示すものとして使われることばの一つです。

では、これからの社会教育が果たすべき役割とは何なのでしょうか。「包摂」「つながり」という視点で紹介します。

- 社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくものです。このような社会教育の特徴を踏まえながら、誰一人として取り残されることなく生きがいを感じることでできる包摂的な社会を目指す生涯学習や社会教育の在り方も強く求められています。
- 包摂的な社会を実現していくためには、市民一人ひとりが排除されたり差別されたりすることなく、地域社会の一員として認められるとともに、自らの個性などを生かして幸せに生活できることが重要です。地域の多様な人々が相互に理解し合い共生できる環境をつくっていく上で、社会教育は極めて重要な役割を果たすことが期待されています。

『第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理』をもとに作成

あれ？ このことは人権教育・啓発の在り方と重なる部分があるのではないだろうか？



### 『福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）』

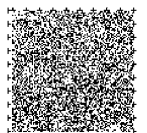
- 人権教育・啓発では、人々のつながりを大切にし、自分の人権だけでなく他の人々の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重しあうこと、すなわち人権の共存の考え方が定着することが求められています。
- 今後の社会教育における人権教育は、子どもから高齢者までを対象に、多様な学習機会を提供し、広く県民の間に、共生の心を醸成するとともに、改めて一人ひとりが人権についての理解と知識を深め、お互いの人権を尊重する社会の実現を図ることが必要です。

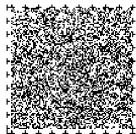
『福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）』をもとに作成

このような考えのもと、令和3年11月に開催した第3回福岡県人権教育研修会では、テーマを「人権が尊重される心豊かな社会の実現に向け、つながりを大切にし、多様な人々と協働する姿から学ぶ」とし、「開かれ、つながる社会教育」をめざす全体会・分科会を構成しました。



次のページから、全体会での講演を紙上再録します。  
分科会の様子は、表紙および16ページをご覧ください。





令和3年度福岡県第3回人権教育研修会  
全体会 紙上再録

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等のもと、人と人がふれあい、つながる機会が少なくなる中、私たちは、どのような視点を大切にしていく必要があるのでしょうか。

本研修会全体会では、ヤングケアラーに関する問題について取り上げ、子どもの人権を守るためのつながりづくりについて考えるため、西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授 安部 計彦 さんからお話をいただきました。

※ 御本人の承諾を得て、講演をもとに内容を再構成しています。

子どもたちの権利を守る社会をつくるために  
～ヤングケアラーと子どもの人権擁護～

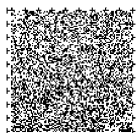
西南学院大学 人間科学部 社会福祉学科 教授 <sup>あべ</sup> 安部 <sup>かず ひこ</sup> 計彦

1 ヤングケアラーとは

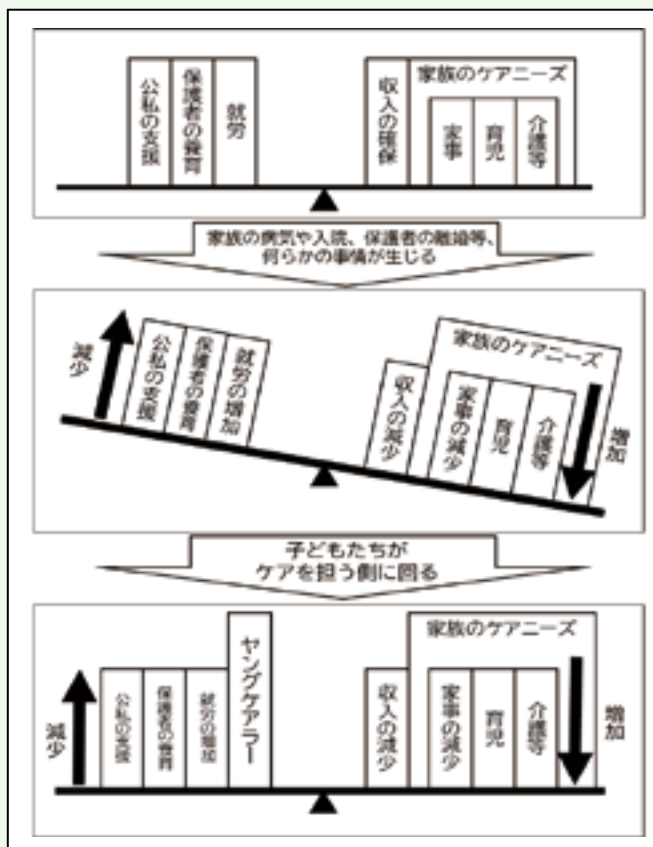
ヤングケアラーとは「本来大人がやると想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども」と定義されています。大事なのは、単に家の手伝いをするというレベルではなく、「本来大人がやると想定されているような」とあるように、かなり負担が大きいということです。また、「日常的に行っている」とあるように、時々お手伝いをするということとは全然質の違うものです。

ヤングケアラーとなる原因についてお話しすると、保護者の養育や公私の支援等の「ケアを担う側」と家事や育児、介護等の「家族のケアニーズ」とのバランスが、家族の病気や入院、保護者の離婚等の何らかの事情で崩れてしまう場合があります。このバランスを回復するのに、今までケアを受ける立場だった子どもたちが、ケアを担う側に回るのです。このように、ケアを担う側に回った子どもたちがヤングケアラーです。

このような状態となった場合、家族が生活する上で、ヤングケアラーの働きなくしては生活が



成り立ちません。ヤングケアラーは「抜けられない家族システム」の一部となってしまう、子どもに様々な不利益が生じ、本来もっている「自分らしく生きていく」ということができなくなってしまいます。



ヤングケアラーとなる原因

※講演資料をもとに作成

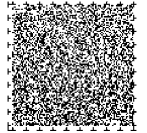


## 2 ヤングケアラーの実態について

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」によると、「家族の中にあなたが世話をしている人がいますか」という質問項目に対し、「している」と回答した子どもたちは中学2年生5.7%、全日制高校2年生4.1%、定時制高校2年生8.5%、通信制高校生11.0%です。20人～25人に一人という割合の子どもが世話を担っており、クラスの中に一人はいると考えられます。家族構成について見てみると、ひとり親家庭や両親がいる家庭、祖父母がいる家庭などの家族構成に関わらず、子どもたちはヤングケアラーとして家族の世話をしていることがあります。

学校生活への影響については、日本ケアラー連盟の調査によると、「欠席」「遅刻」「低学力」だけでなく、「友人関係が心配」という子どもがいます。一方で、学校から見て「この子ヤングケアラーだな」と思っても、「影響なし」と回答した子どもが約10%います。市区町村の子ども家庭相談担当部署へのアンケートでも、約30%の子どもは学校では支障が見られないという結果になりました。

日常生活への影響については、「家族の世話をすることでどんなことができないですか」という質問に、複数回答してもらい、「自分の時間が取れない」「勉強する時間がない」「友人と遊べない」などの回答がありました。ところが、「特になし」という回答が半分以上あります。「家族の世話をしているけれども、そのことで別に何も不自由していません」というふうに思っているのです。



子どもたちが求める支援については、「学習支援や進路についての話を聞いてほしい」という要望がある一方、「支援はいらない」「特になし」という子どもたちが約40%います。「きつくもないし困ってもないし助けてもらわなくていい。だけど、ちゃんと家族の世話をしている」という状況なのです。

また、「あなたは家族の世話をしていますか」という質問に「はい」と回答した子どもに、「あなたはヤングケアラーですか」と聞くと、50人に1人ぐらいしかヤングケアラーだと認識していないのです。

これらの結果から、子どもたちは「家族の世話をしている」けれども、それを「子ども自身の権利が守られていない（権利侵害）」とは考えていないのだと思われます。

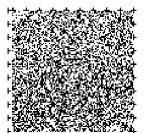
子どもたちは、家族の世話をしていることに対し、「家族の役に立っている」「家族だから当然」と思っています。一方で、「仕方がない」「まあ自分がするしかないから仕方がない」というふうに諦めてしまっている子どももいますし、「やめたいけどやめられない」とか、「苦しい」「逃げたい」と思っている子どももいます。しかし、家族の世話から逃げたしまう・やめたしまうと生活が成り立たないので、やめられないという苦しさを抱えています。このことが「自分のことを分かってもらえない」ということにもつながっているのではないのでしょうか。

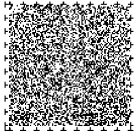
### 国際的な視点 KARA

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、1989年の第44回国連総会において採択され、翌1990年に発効されました。日本は1994年に批准しています。

条約では、18歳未満の児童（子ども）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

日本ユニセフ協会ホームページをもとに作成





### 3 ヤングケアラーへの支援に必要なかかわり方

もしかすると、子どもが言わないだけで、家の中で家族の世話等をしている子どもはもっといるかもしれません。学校にも来ているし、宿題もしているし、友人とも明るく遊んでいる。けれども、家に帰ると家族の世話をしていて、自分の時間がなかなか取れない。そのようなヤングケアラーも確実にいると思います。

ヤングケアラーへの支援で最初に必要なのは「発見・気づき」です。そのためには、ヤングケアラーに気づくための知識が必要であり、どのような子どもがヤングケアラーなのかを知ることが必要です。

ヤングケアラーによくある特徴を書いたものを「アセスメントシート」と言い、各地で作成されています。このアセスメントシートをチェックすることで発見の役に立ちますし、中学生以上の子どもであれば、アセスメントシートに近い形のアンケートを自分でつけることで、自分はヤングケアラーなんだと気づくこともあります。また、アンケート内に「家庭のことですが、一緒に考えましょう」という記述があることで、相談してもいいんだ、他の人に助けてもらえるんだという気づきにもなることがあります。

子どもから話を聞いて、心配になったり気になったりした子どもがいた場合には、身近な大人が声をかけてほしいと思います。例えば、欠席や遅刻、宿題をしない等が多かった場合には、「どうして遅れたの!」「宿題をしてこないのはだめだ!」というような叱責ではなく、「遅れた事情が何かあるんじゃないの?」というように事情を聞くことが大切であると考えています。その結果、「別に何

もありません」と子どもが否定したとしても、「困ったことがあったら話を聞くよ、一緒に考えるよ」というふうに声をかけてほしいと思います。

子どもたちは、家族のことや家族の世話をしているという事について、人に自慢することではないと捉えています。ですから、自分からはなかなか話せないのです。理由を尋ねるといことがヤングケアラーの発見に繋がると思います。

また、ヤングケアラーを支援する際は、これまで子どもたちが世話を担っていたということに対する敬意をもち、子どもたちが担ってきた役割と今までの努力を尊重することが大切です。やってきたことを否定するのではなく、「この保護者の方もしくは他のきょうだいのお世話については私たちがするから、あなたは自分のことを大事にして」というようなかかわり方が必要だと思います。

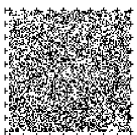
### 4 ヤングケアラーの権利を回復するために

子ども自身が苦しいと感じるなら、それは社会として放置できないことです。しかし、ヤングケアラーであることを子ども自身や保護者自身が認識していないということも多いのです。本人が否定する場合もあります。

しかし、ヤングケアラーの問題は「権利侵害」なのです。子どもの権利条約第31条「遊ぶ権利」や第28条「教育権」が侵害されているのです。権利侵害という視点で考えたとき、「子どもが支援や助けを求めているかどうか」ではなく、「現状を放置していいか」ということが支援の開始の判断なのです。

また、権利侵害という点を考えるならば、ヤングケアラー自身が「権利の主体者」として自覚し、行動することが究極のゴールです。となると、支援者は、子どもの意向を尊重し、一緒に対処策を考え、子どもの意向に沿った支援を行う必要があります。

#### ご存じですか?



厚生労働省のホームページから「ヤングケアラーに関する調査研究事業（外部サイト）」にアクセスすると、「『ヤングケアラー』の早期発見のためのアセスメントシート」が公開されています。

子どもの意向に沿って、ヤングケアラーがいなくても成り立つ家族システムをつくるためには、いろいろな福祉サービスやNPO法人等の公私の支援が必要かもしれません。そのような支援をするためには、発見した人が学校に聞き、学校が子どもの状況に対して支援したり、生活改善・生活支援に対しては市町村が中心になって様々なサービスとつなげたりするなど、学校・地域・市町村等が連携をして支援に取り組むことが必要になります。

## 5 「自分に関わりのある問題」として考えることができる地域づくり

ヤングケアラーが注目されだして、まだ数年です。しかし、今までも、高齢者に対するヘルパーの方が、親が不在の中で高齢者の世話をしている子どもの姿を見たり、保育園の先生が、きょうだいを送り迎えしている子どもの姿に気づいたりしていました。そして、そのような子どもたちに「ヤングケアラー」と名前が付くことによって、これは大きな問題であると捉え、権利侵害であることに気がついてきたのです。

地域の中には、ヤングケアラーの問題だけではなく、高齢者の一人暮らしの問題や障がいのある人の地域での生活の問題、ひとり親家庭の抱えている問題等、様々な課題があります。

今後は、その人たちが「助けを必要としているから助ける」だけではなく、権利という視点から、「権利侵害を受けている」「本来はこんなふうにならざるを得ない権利があるんだ」と考えていくことが必要になってくると思います。そのためには、一人ひとりの違いを認めながら、一人ひとりが自分らしく生きていくことができる社会にしなければなりません。そして、他人ごととして考えるのではなく、自分にも関わりがあるかもしれない問題として、地域の中で権利について考えてもらいたいと思います。

権利という言葉を使うと、とても難しい問題に考えられるかもしれません。しかし、権利を難しく考えるのではなく、「自分を大事にし、人を大事にする」と捉えるのです。そして、さらに「権利侵害がないか」という視点で考えることで、「やはりこれはおかしい」と言えるようになってくると思います。「自分さえ我慢すれば世の中うまくいっていいのはおかしいことだ」「自分らしく生きていける権利をそれぞれみんながもっている」という意識の転換が必要です。権利もしくは権利侵害という視点でもう一度地域を見ることによって、自分が考えていること、それから自分が主張しなければいけないことについて、もう一度考えることができるのではないかと思います。

### 【参考資料】

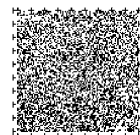
- ・「ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2021)
- ・「ヤングケアラーの早期発見に関する研究 報告書」三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2020)
- ・「南魚沼市ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査<教員調査>報告書」  
日本ケアラー連盟 (2015)
- ・「藤沢市ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査<教員調査>報告書」  
日本ケアラー連盟 (2017)

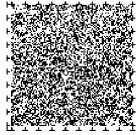
### 【安部 計彦(あべ かずひこ)さん プロフィール】

西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授。研究分野は社会福祉学。北九州市児童相談所で22年間勤務した経験をもつ。

厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」の検討委員会構成委員を務め、令和元年度調査研究では座長を務めた。

児童虐待、ネグレクトについての講演を通し、子どもと家庭への支援の必要性を各地で訴えている。





人権教育コーディネーター養成講座  
受講生による学習プログラム



人々が集い、交流する場面で発せられる言葉に対して、人権の視点で「あれっ」と感じたり、もやもやしたりといった経験はありませんか。

ここでは、自他の人権を尊重した言葉のあり方を考える契機として、平成30年度人権教育コーディネーター養成講座受講者が作成した学習プログラム「悪意のない言葉から生まれる差別を考える」を紹介します。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が求められる中、対面による集いの場で交流し、つながる機会が貴重なものとなっています。集いの場、つながる機会が自他の人権を尊重したものとなるよう、このプログラムを活用し、自分が発する言葉について見直す機会をつくってみましょう。

平成30年度人権教育コーディネーター養成講座「ひまわり班」作成

「悪意のない言葉から生まれる差別を考える」

普段何気なく発している言葉の中には、無意識に相手の人権を傷つけているものがある。そのことについて、「気づく」きっかけをつくるとともに、相手の立場を尊重することの必要性について考える。

○ 住民対象／60分間

※原案に基づき、再構成しています。

1 アイスブレイク、ウォーミングアップ／15分間

(1) バースデーラインを行い、誕生日順に並び、2人組をつくる。

・参加者全員が席を立てそれぞれ誕生日順に並ぶ。 ※ただし、話さない。筆談も不可。

(2) 2人組で「1分スピーチ」を行う。

・1人は話す役、もう1人は聞き役になり、パターン①とパターン②を行う。

【話す内容】最近嬉しかったこと。気持ちが温かくなったこと。等

【パターン①】

聞き役は、自分の顔を相手に向け、笑顔でうなずきながら、時に質問を入れながら聞いてください。



【パターン②】

聞き役は、相手に対して、正面を向かず、ふんぞり返りながら、質問せずに聞いてください。



・パターン①とパターン②ではどちらが話しやすかったか、感想を交流する。

(3) 2人組で「この言葉を言われたら」を行う。

あら、そんな事も知らないの？  
普通なら、それくらい知っていて当然よ。

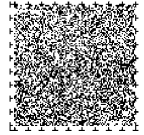


あなたのお話はとっても分かりやすい。日本人なのに英語が上手ですね。

・言われたら、どんな気持ちになるか、感想を交流する。



2 学習アクティビティ／35分間



(1) 個人で事例カードに取り組む。

- ・各項目について、「善意／悪意」「差別的だと感じる／感じない」を回答する。

① 絵の展示会で障がいのある人の作品を見て「障がいがあるのに、一人でよくできたね」とほめる。	この項目はサンプルです。学びの目的に応じて変更してください。 様々な立場や考え方の参加者がいることを念頭に置き、差別を誘発することがないように、複数の視点から項目の妥当性を検討してください。
② 足し算を間違えた児童が、先生から「集中力が足りない。幼稚園からやり直しておいで」と注意される。	
③ 委員会で自分の意見を発表した友だちに「それって、B型っぽい考えだね」と言う。	
④ 虫を触れずにいる男の子に「男のくせに、虫が触れないなんてありえない」と言う。	
⑤ 学校で先生が子どもに、「パパとママにお手紙を渡してね」とプリントを配る。	
⑥ 割り込みをした大人の人に注意をしたら、「子どものくせに生意気だ」と怒られた。	
⑦ 教室のルールを守れない友だちに「クラスの仲間じゃない」とみんなで言う。	

(2) ワークシートを見ながら、事例カードの項目についてグループで交流する。

- ・ワークシートに事例カードを貼り付け、「人を傷つけるもの」「人を排除するもの」「人権侵害につながりかねないもの」がないかを考える。



これらに該当するものが⑥や⑦に入っている場合も注意が必要です。差別を容認・助長する「芽」が心の中に育っていないか、交流を通じて自己点検をしましょう。

【ワークシート】

① (善意ではあるが、差別的だと感じる)	② (悪意があり、差別的だと感じる)
③ (善意であり、差別的だとは感じない)	④ (悪意があるが、差別的だとは感じない)

**①: マイクロアグレッション**  
 ※次ページに詳しく掲載しています。

(3) 各グループの交流の結果を発表し、共有する。

3 ふりかえり／10分間

学びをふりかえり、「今日から私たちにできること」を考える。



【例】

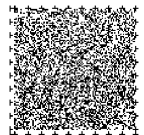


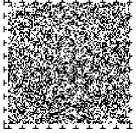
質問する前に、相手の人格を傷つけるようなことを尋ねようとしていないかを考える。

相手の発言に対して、差別的であるかどうかを判断できるようになるため、人権についての学びを深める。



発言する側に明確な悪意がない場合でも、相手を傷つけたり、人権を侵害したりすることがあります。この学びは、そのことに気づき、意識と行動を見直していくための「きっかけ」です。





【資料】さらに学びを深めるために！  
「マイクロアグレッション」「アンコンシャス・バイアス」

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負うことを意味することになるのである。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

互いの人権が守られるためには、「人権とは何か」ということを一人ひとりが理解し、人権尊重の意識を高めることが必要です。そして、自分の権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことが求められています。このことについて、さらに学びを深めるための視点となる言葉を紹介します。

## マイクロアグレッション (microaggression)

### マイクロアグレッションとは？

文字通りの意味は、「小さな攻撃」。表現する側に自覚はないものの、日常的な言動の中で、特定の人々に対する「差別・偏見・無理解などを含む小さな攻撃」が行われることを指します。表現する側が無自覚であるために、何度も繰り返され、対象となる人を徐々に傷つけます。一つ一つは小さなことかもしれませんが、これがきっかけとなって、より暴力的な差別行為や社会的排除などにつながる可能性もあります。また、その傷は過小評価される傾向にあります。



### マイクロアグレッションの例

日常にたくさんある「マイクロアグレッション」の一例を紹介します。  
みなさんは、このような声を聞いたことはありませんか？



私はふつうだけど、性的少数者の人の気持ちも理解できるよ。

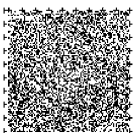
コンビニの店員さん、外国人なのに、日本語が上手でびっくりした。

女子なのに数学が得意ってすごいね！



移動する時、松葉杖でかいそうだから、いろいろ手伝ってあげてね。

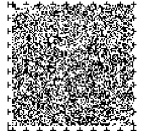
いずれも、他者への理解やプラスの評価を示しているように見えますが、差別・偏見に基づく思考やアイデンティティへの無理解・決めつけが込められています。学校や職場・地域でマイクロアグレッションが放置されていないか、常に点検することが重要です。



マイクロアグレッションを生み出す原因の一つに、無意識の思い込みや偏見があるとされています。このことについて、次のページで紹介します。



東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に多様性を認め合うことの大切さが再認識されています。多様性を認め合う社会の実現に向けて、「アンコンシャス・バイアス」という言葉が注目を集めています。



## アンコンシャス・バイアス (unconscious bias)

### アンコンシャス・バイアスとは？

無意識の思い込みや偏見のことです。多くは過去の経験や周囲の意見、日々接する情報等から形成されるもので、誰もが持っています。

しかし、自分自身のアンコンシャス・バイアスに気づかずにいると、知らず知らずのうちに、相手を傷つけたり決めつけたりして周りに悪影響を及ぼす可能性があります。

そうに  
違いない



過去の経験・情報  
知識・価値観



アンコンシャス・バイアス  
(無意識の思い込み・偏見)

### アンコンシャス・バイアスの例

私の通っている大学の物理学の先生の講義、とても面白いです。



大学の物理学の先生…



《自分基準のこんな「思い込み」ありませんか？》

- 高齢になると考え方は変わらない。
- 男なら、残業、出張、転勤をして当然！
- 自分の周りには性的少数者はいない。
- 雑用や飲み会の幹事は若手の仕事だ。

### 大切なのは「気づく」「学ぶ」「変わる」こと

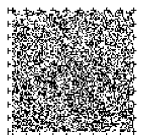
アンコンシャス・バイアスは誰もが持っているものですが、バイアスの影響を少なくすることはできます。日頃から「あれ？これってアンコンシャス・バイアスかも？」とアンテナを立て、自分の中に潜む思い込みに気づき、学び、行動を変えることが、多様性を認め合うために大切なことです。

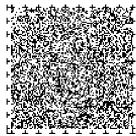
心掛ける  
ポイント

- Point ①:** 自分のあたり前を疑ってみる
- Point ②:** 自分のあたり前で決めつけない
- Point ③:** 相手の表情や態度に違和感を感じたら、すぐ立ち止まって考えてみる

福岡県「女性の活躍 応援たい！」ホームページ をもとに作成

人権教育の指導者として、意識と行動を変える「きっかけ」となるような学びの場をつくっていくことが大切！





県内の大学で人権教育の講義を担当されているやすし先生が、講義で実際に使用したDVDを、おすすめポイントと受講生の感想とともに紹介します。

**D0294 シリーズ映像で見る人権の歴史 第7巻 水平社を立ちあげた人々 一人間は尊敬すべきものだー**



水平社宣言を起草した西光万吉を中心に、全国水平社創立の背景やそこに関わる様々な人の思いを関係者への取材を通して紹介しています。また、水平社宣言の中に書かれている「人間を尊敬する」という言葉について、西光万吉をはじめ当時の人たちが、その言葉にどういった思いや願いを託していたのかが解説されています。後半では教科書でも紹介されている山田孝野次郎少年の、全国水平社創立大会での演説内容や戦争に反対し続けたその生涯についても触れられています。

全編通して19分で構成されており、水平社関係の他の資料と併せて学習しやすいように配慮されています。



差別のために、学校で苦しい思いをして、自分の夢もあきらめなければならなかったことを知り、差別は、いったいどれだけの人間の命や希望、夢を奪ってきたのだろうと胸が痛くなりました。この運動がなければもっと多くの人が苦しんでいただろうと思いました。「差別をなくしたい」という思いで多くの人が集まった、その気持ちが伝わってきました。

**表紙の写真KARA**

令和3年度第3回福岡県人権教育研修会 令和3年11月18日(木) 会場：リーパスプラザこが

社会教育における人権教育の実践に生かしていただきたいと考え、分科会では、つながりを大切にし、多様な人々と協働して行っている取組について県内の方に発表していただき、各地域の取組等の交流を行いました。表紙の写真は各分科会での交流の様子です。卓上パーテーションを設置する等の感染防止対策を行うことで、安心して研修に参加できる場づくりに心がけました。

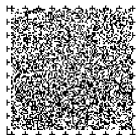
＜各分科会のテーマ＞

第1分科会「子どもの貧困問題に対して地域で取り組む『土曜クラブ（子ども食堂と学習支援等）』で多様な人々と協働して取り組む姿から学ぶ」 / 第2分科会「多文化共生社会の実現に向け、行政・地域・企業が多様な人々とのつながりづくりに取り組む姿から学ぶ」 / 第3分科会「地域の課題解決に向けて、行政・地域・学校等がつながり、多様な人々と協働して取り組む姿から学ぶ」

**編集後記**

▼日本国憲法では、基本的人権を「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であるとしています。▼歴史をふりかえってみると、先人たちが集い、つながり、そして力をあわせて、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、努力を重ねてきたことが浮かびます。▼現在、日本に住む人々の多くが人権を空気のようにならぬように感じることができ、先人たちの尽力あつてのことです。▼今年は、全国水平社の創立から百年の大きな節目の年です。「水平社宣言」は、フランス人権宣言になぞらえ、日本で最初の人権宣言といわれています。▼日本国憲法には、基本的人権について、「侵すことのできない永久の権利として信託された」ものとも書かれています。▼解決すべき課題はまだあります。▼信じて託された私たち一人ひとりが、今できることとは何か、集い、共に考えていくことを、節目の今年、大切にしていきたいと感じています。

あ



『KARA FULL』は福岡県教育委員会のホームページにも掲載しています。

KARA FULL 福岡 で検索